特別措置の内容(東邦銀行および常陽銀行のお客さま)

1.対象のお客さま

東日本大震災により被災された方(法人・個人)

2.代理払戻の対象預金科目

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、通知預金、定期積金 定期積金については、東邦銀行だけの取扱となります。

3.本人確認

- (1) 本人確認資料の提示をうけ、確認を行います。
- (2)本人確認資料をお持ちでないお客さまは、お客さまの取引銀行が、ご本人さまと 電話にて確認を行います。

4. 払戻(現金支払)限度額

- (1)通帳・証書、届出印章の両方がある場合 預金口座の残高の範囲内で、1口座あたり1日100万円以下(千円単位)
- (2) 通帳・証書、届出印章がない場合 預金口座の残高の範囲内で、1口座あたり1日10万円以下(千円単位)

5. 取扱店舗

全営業店 267か店

(山口銀行:152か店、もみじ銀行:115か店)

以上